



所有地の土壌汚染調査結果について

新関西国際空港株式会社は、豊中市原田中1丁目の所有地について、未利用地の有効活用に先立ち、土壌汚染状況調査(自主調査)、および土壌汚染詳細調査(自主調査)を行っておりますが、一部の地点で基準を超過するとともに、土壌汚染調査と同時に実施した地下水調査においても地下水基準を超過していることが判明したため、ご報告します。

【概要】

○ 調査場所

- ・地番表示:大阪府豊中市原田中1丁目29番1
- ・敷地面積:9,111.03 m²

○ 調査結果

・土壌調査

全調査区画 91 区画のうち 17 区画において砒素及びその化合物(2 区画)、ふっ素及びその化合物(15 区画)が基準(土壌溶出量)を超過しました。

土壌溶出量 (mg/L)

項目	指定基準	検出最大値及び 検出深度(地表-m)	超過濃度 範囲	基準不適合区画数 /全調査区画
砒素及び その化合物	0.01 以下	0.016 (0~0.5)	0.011~ 0.016	2/91
ふっ素及び その化合物	0.8 以下	11 (2)	1.1~11	15/91

尚、今回の調査で土壌含有量の基準超過はありません。

・地下水調査

土壌調査基準超過 17 区画のうち、ふっ素及びその化合物が基準を超過しました。

地下水分析結果 (mg/L)

項目	地下水 基準	検出最大値	超過濃度範 囲	基準不適合区画数 /全調査単位
砒素及び その化合物	0.01 以下	<0.001	無	0/2
ふっ素及び その化合物	0.8 以下	5.9	2.4~5.9	2/15

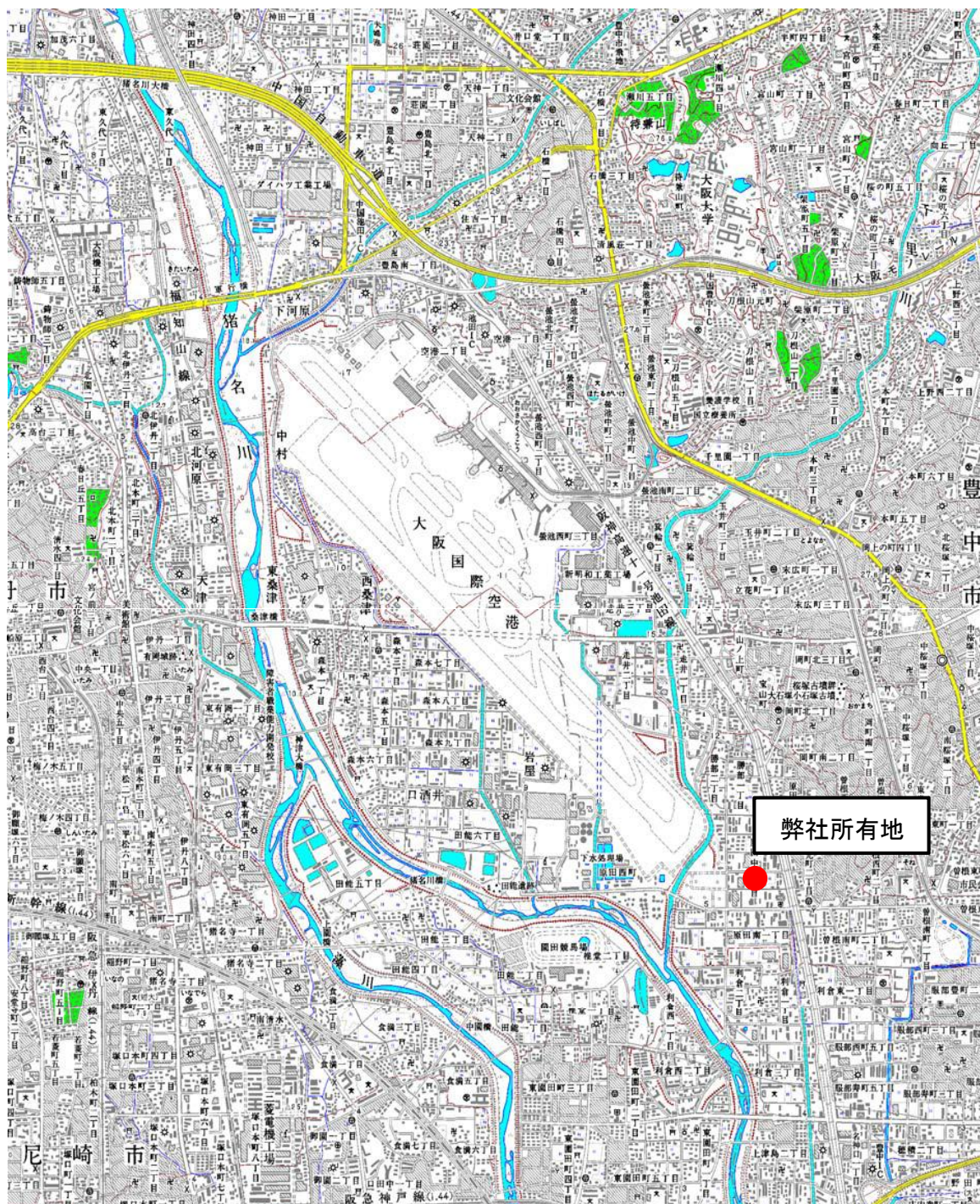




【今後の対応】

- ・ 今回の結果を受け、土壌汚染対策法 14 条 1 項の規定に則り豊中市への区域指定の申請を行い、区域指定のご判断をいただくこととなりますが、豊中市のご指導に対応して参ります。

【調査対象位置図】





【参考】

- 土壤汚染対策法では、基準として、汚染物質が溶出した地下水等を飲用することを想定した「土壤溶出量基準値」と汚染土壤を直接摂取することを想定した「土壤含有量基準値」が定められています。
- 土壤溶出量基準とは
 - ・土壤汚染があった場合には、土壤中の有害物質が地下水に溶け込み、この地下水を飲むことにより、健康に影響を及ぼす恐れが考えられます。
 - 土壤溶出量基準とは、このような地下水経由の健康影響被害を防ぐために定められているもので「体重 50kg の人が 70 年間、毎日 2L の地下水を飲んで 10 万人に 1 人に影響が出る可能性がある濃度」と極めて低い濃度に設定されています。
- 土壤含有量基準とは
 - ・地表面の土壤汚染が、砂ぼこりなどとして口に入ったり、子供の土遊びにより誤って土が口に入ることなどにより健康に影響を及ぼす恐れが考えられます。
 - 土壤含有量基準とは、このような汚染土壤の直接摂取による健康影響を防ぐために定められているもので「汚染土壤の上に 70 年間居住し、6 歳まで毎日 200 mg、6 歳から 70 歳まで毎日 100 mg の物質を含む土を食べたとして影響を及ぼす可能性のある濃度」と極めて低い濃度に設定されています。
- 土壤汚染対策法第 14 条第 1 項
 - ・土地の所有者等は、第三条第一項本文、第四条第二項及び第五条第一項の規定の適用を受けない土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

